

在日米軍基地のPCB廃棄物に関する質問主意書

提出者  
堤 かなめ

## 在日米軍基地のP C B廃棄物に関する質問主意書

一 日本政府は、二〇〇三年（平成十五年）四月十七日の参議院外交防衛委員会において、政府参考人（海老原外務省北米局長）が、「米国の国防省が、二〇〇二年八月二十八日に、在日米軍の施設・区域にある米国製及び日本製のすべてのP C B含有物資を米国に搬出して処理、廃棄するという方針を決定した」  
「在日米軍が管理するP C B（ポリ塩化ビフェニル）含有物資の総重量は、約三千百十八トン」旨を答弁している。では、この答弁以降現在までの約二十年で、どれだけのP C B含有物資が米国に搬出されたのか、そして現在、在日米軍施設・区域にどれだけのP C B含有物資が残されたままになっているのか、政府として把握しているところをお聞きする。

あわせて、日本政府は、国民の命と健康を守るため、米国側に強く情報開示を求めるべきであり、主権国家としての責務を果たすべきと考えるがいかがか、政府の見解を問う。

二 二〇二三年（令和五年）十一月十日の衆議院環境委員会における私、堤かなめの質疑に対し、政府参考人（山野防衛省地方協力局長）は、「二〇一八年度から二〇二二年度までの間に、返還地を含む全国の在日米軍施設・区域から発生をしたP C B廃棄物の処理に要した費用は約四千九百万円であり、総量は約

八十九トン」と答弁した。そこで、二〇〇三年以降、現在に至る二十年間の返還地を含む全国の在日米軍施設・区域から発生したP C B廃棄物の処理に要した費用および総量の内訳を施設・区域ごとに、可能な限り示していただきたい。

あわせて、米国自身が示した「在日米軍の施設・区域にある米国製及び日本製のすべてのP C B含有物資を米国に搬出して処理、廃棄する」という方針を確実に履行していただくべきであり、日本がP C B廃棄物の処理をこれ以上肩代わりすべきではないと考えるが、政府の見解を問う。

三 同く、二〇二三年（令和五年）十一月十日の衆議院環境委員会における私、堤かなめの質疑に対し、伊藤環境大臣は、「今御質問の在日米軍施設・区域内のP C B廃棄物についても、日本のP C B処理行政の趣旨等を尊重し、適切に対応いただくように、防衛省、外務省と綿密に連携して進めてまいりたい」と答弁した。では、この答弁以降、どのように防衛省、外務省と連携し、どのような進展があったのかお聞きする。

四 P C B処理施設J E S C O（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）は、北九州事業所が二〇二四年三月末、残る四施設も二〇二六年三月末までに閉鎖されると聞いている。住民の抵抗感が強い処理施設を地域

に受け入れてもらうため、あらかじめ地元で作業期間や処分量の目安を示し、終了後は撤去することを約束したという経緯があり延長すべきではないと考えるが、それぞれの施設の閉鎖日について、政府が承知していることをお聞きする。

あわせて、従前の閉鎖日を延長する施設、および延長の可能性がある施設があるのか、その理由はなぜなのか、在日米軍のPCBの処理が理由となっているのかも、政府の把握しているところをお聞きする。

五 我が国が加盟する「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（POPs条約）では、PCBに関し、二〇二五年までの使用の全廃、二〇二八年までの適正な処分を求めており、日本政府は、在日米軍施設・区域を含め、国内のPCB廃棄物について、この条約に従った対応をすべきと考えるが、政府の見解を問う。

六 在日米軍施設・区域内のPCB廃棄物の調査・搬出・処理等に要する費用は、上述のように、本来は排出者である米国自身が負担すべきと考えるが、令和六年度予算において、在日米軍施設・区域内のPCB廃棄物の調査・搬出・処理等にかかる費用を計上しているのか。計上しているとすれば、その総額と内訳を示されたい。

七 同じくドイツ、イタリア、韓国など同条約加盟国の在外米軍施設・区域において、P C B含有物資の処理はどうかっているのか、その処理方法や費用負担について政府として把握しているところをお聞きする。

右質問する。